

Ⅱ 日本パラスポーツ協会障がい者スポーツ指導者資格認定規程など

1 障がい者スポーツ指導員資格認定関係

(1) 障がい者スポーツ指導員資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（1）に規定する障がい者スポーツ指導員の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図ること。
- (2) 資質の高い指導者の養成を図ること。
- (3) 指導者の社会的信頼を確保すること。
- (4) 都道府県・指定都市、ブロックや競技毎に指導員の組織的連携をすすめ指導活動の促進を図ること。

(種類と役割)

第2条 障がい者スポーツ指導員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 初級障がい者スポーツ指導員

障がいや障がい者スポーツ、安全管理等に関する基礎的な知識や障がい者に対応するための基本的な技術を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、基本的な運動の仕方やその意義や価値を伝える。地域の大会や行事に積極的に参加し、指導員組織の事業にも積極的に参加し、地域の障がい者スポーツ振興を支える。中級障がい者スポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(2) 中級障がい者スポーツ指導員

障がいや障がい者スポーツ、安全管理等に関する専門的な知識と障がい者に対応するための技術と経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、各競技の基本的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーと障がい者スポーツを取り巻く人々に伝える。地域の大会や行事では運営のリーダーとして参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の役員として参加する。地域の障がい者スポーツ振興の課題を理解し、関係諸団体と連携してその解決をめざす。上級障がい者スポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(3) 上級障がい者スポーツ指導員

障がいや障がい者スポーツ、安全管理等に関するより専門的な知識と障がい者に対応するための高度な技術と豊富な経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動、スポーツの楽しさや競技の専門的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーに伝えるとともに広く社会にアピールする。地域の大会や行事を企画、運営し、参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の中心的な役員として活動する。地域の障がい者スポーツ振興のリーダーとして課題を理解し、関係諸団体と積極的に連携を図りその解決に取り組む。初級および中級障がい者スポーツ指導員の研鑽を促進、支援するとともに自ら研鑽して知識や技術を習得するようにする。

(資格取得)

第3条 前条に規定する資格を取得しようとする者は、障がい者スポーツ指導員資格認定細則（以下「細則」という。）第3章に規定する養成講習会において、障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムを修了しなければならない。

- 2 細則第4章に規定する障がい者スポーツ指導員資格取得認定校においては、学内で実施される開講科目によって、障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムを修了しなければならない。
- 3 中級指導員の認定校については初級指導員の基準カリキュラムと中級指導員の基準カリキュラムの双方を実施し、在学中に計80時間以上の活動経験を積まなければならない。
- 4 中級指導員の認定校については、初級指導員の基準カリキュラム修了時に、希望者は初級指導員の資格取得の申請ができるものとする。

(認定)

第4条 公認障がい者スポーツ指導員の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を会長が認定する。

- (1) 協会が認定した障がい者スポーツ指導員養成講習会の修了者。
- (2) 協会が認定する学校などで所定の要件を満たした者。
- (3) その他、特別に会長が認めた者。

(資格の有効期間および更新)

第5条 資格の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において新たに認定を受け登録することができる。

- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度登録とする。
- 3 資格の更新を希望する者は、期限内に登録料を納めなければならない。

(資格の喪失)

第6条 障がい者スポーツ指導員は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 障がい者スポーツ指導員資格の更新をしなかったとき。
- (2) その他、障がい者スポーツ指導員として適当でないと会長が認めたとき。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則[平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則[令和2年4月1日一部改正]

1 障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラム変更に伴い、「障がい者スポーツ指導員の種類と役割」を修正した。

(2) 障がい者スポーツ指導員資格認定細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、障がい者スポーツ指導員資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な養成講習会並びに資格取得が可能な認定校の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 公認障がい者スポーツ指導員

(資格認定手続きおよび登録方法)

第2条 公認障がい者スポーツ指導員として認定を希望する者は、次により認定の申請をする。

- (1) 所定の障がい者スポーツ指導員資格認定申請書（様式－1）、指導者登録シート（様式－2）を提出し、申請・認定料 5,500円および登録料 3,800円を納めること。ただし、次の場合は昇級扱いとなるため、申請時には申請・認定料（5,500円）のみを納め、登録料（3,800円）は年度末の資格更新の際に個別に納めること。

<昇級扱いになるもの>

- ・初級障がい者スポーツ指導員が中級障がい者スポーツ指導員の資格を申請する場合
 - ・中級障がい者スポーツ指導員が上級障がい者スポーツ指導員の資格を申請する場合
- (2) 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会などの修了後60日以内とする。
 - (3) 資格を喪失した者で復権を希望する者は、復権届（様式－5）を提出し、審査を受けなければならない。復権を認められた者は喪失期間中の登録料を納めなければならない。ただし、復権可能な期間は資格喪失後5年以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し、「認定証」、「活動実績証明」および「登録証」を交付する。

(活 動)

第4条 障がい者スポーツ指導員は活動実績証明にパラスポーツに関する活動内容を記入し、主催者の証明（印・サイン等）を受けることで活動を証明することができる。

(更新手続き)

第5条 資格の更新を希望する者は、2月1日から4月30日の期間内に登録料3,800円を納めなければならない。

(休会)

第6条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由（長期の入院等）等、指導員としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

附 則[平成27年4月1日一部改正]

- 1 申請・認定料および登録料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則[令和4年4月1日一部改正]

- 1 障がい者スポーツ指導員資格の休会に関する細則を追記した。